

1. 件名：日本原燃(株)濃縮・埋設事業所加工施設（ウラン濃縮工場）の設工認認可後の使用前検査における変更事項に係る面談

2. 日時：令和5年4月24日（月）10時00分～10時25分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

舘内上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、

宮本検査技術専門職

日本原燃(株)

濃縮事業部 濃縮保全部 施設計画課長 他5名

東京支社 技術部 運転管理グループリーダー 他1名

5. 要旨

○日本原燃(株)（以下「事業者」という。）から濃縮・埋設事業所加工施設（ウラン濃縮工場）の設工認の認可後に設計変更を行ったことについて、資料に基づき以下の説明があった。

・設工認認可後に設計変更が生じ、自動火災報知設備のうち煙感知器の1台追加、安全な避難通路等設備のうち非常用照明の配置が一部変更されたことに伴い、配置概略図と使用前検査実施要領書との記載に相違が生じている。

・また、設工認認可後に検査に係る補足説明資料として提出した資料（令和2年12月2日の面談資料）に記載の誤りがあり、自動火災報知設備のうち、中継器ごとの火災感知器の台数が実態と異なっており、使用前検査実施要領書の判定基準に影響がある。

・自動火災報知設備は、旧法に基づく第3回設工認申請対象設備であり、配置概略図を設工認申請本文に記載しているが、新法に基づく設工認申請の整理では添付書類記載事項の取扱いであるなど、設工認申請の変更は要しないと考えている。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・煙感知器の配置、員数を使用前検査実施要領書に基づき検査を行うことから、認可された設工認の配置概略図に変更が生じるのであれば、設工認に係る必要な手続を行った後に使用前検査実施要領書の改訂が必要と考えている。

- ・第3回設工認の申請範囲は、旧法に基づくなお従前の例による検査を行うものであることから、旧法の考え方で再度設工認に係る軽微な変更の可否について検討を行うこと。

○事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：設工認認可後の設計変更、提出資料の記載誤りについて

以 上